

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 12 月 25 日（金）第 170 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（※）
（中小企業支援課取扱い） 1
- まあじに関する知事管理漁獲可能量の設定
（水産振興課取扱い） 1
- まいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定
（水産振興課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第1147号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 の 表 成 長 企 業 応 援 資 金 の 項 中 「 第 19 条 第 1 項 」 を 「 第 17 条 第 1 項 」 に 改 め る。

別表第 1 成長企業応援資金の項中「第19条第 1 項」を「第17条第 1 項」に改め、同表セーフティネット対応資金の項中「令和 2 年 12 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に、「令和 3 年 1 月 31 日」を「同年 5 月 31 日」に改め、同表新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の項中「令和 2 年 12 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に、「令和 3 年 1 月 31 日」を「同年 5 月 31 日」に改める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

鹿児島県告示第1148号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 1 項の規定により、まあじに関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
2,800 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県まき網漁業	1,700 トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

鹿児島県告示第1149号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により，まいわし対馬暖流系群に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように定めた。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能性について，本県に定められた数量
現行水準
- 3 知事管理漁獲可能性

知事管理区分	配分量
鹿児島県まいわし漁業	現行水準